

フラワーマスター

認定講習会の受講者募集

「フラワーマスター」とは、花の育成管理に関する知識および技術を地域団体などに指導・助言するボランティアで、北海道が認定するものです。

「フラワーマスター認定講習会」が7月9日(水)に札幌市で開催されます。

講習を受けるには町の推薦が必要で、推薦にはいくつかの条件がありますので、受講希望の方はお問い合わせください。申し込み期限は5月19日(月)です。

○問合せ 町民課町民相談係
(☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

「すずらん無料法律相談」を開催します

釧路弁護士会では、弁護士が定住していない町村で、無料法律相談を実施します。

訓子府町でも、次のとおり開設されます。

今まで弁護士への相談をためらっていた方、弁護士事務所まで行けない方など、ぜひこの機会に弁護士に相談してみませんか。

○とき 5月16日(金)13時30分～16時

○ところ 公民館農事研修室

○担当弁護士 北見市 佐藤信孝弁護士

※相談は予約制です。予約申し込みは5月13日(火)までに町民課町民相談係(☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)まで。

行政相談委員に
気軽にご相談を

国などの仕事やその手続き・サービスについてお困りごとや苦情、ご意見、ご要望はありませんか。

個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

- ◎道路の段差を改善してほしい
- ◎道路標識がわかりにくい
- ◎年金の通知が届いたが、よく分からない
- ◎雇用問題 など

○総務省行政相談委員

清井 久美子さん
(西富 ☎ 47-3738)

「行政苦情110番」(☎ 0570-090110) もご利用ください。

人権擁護委員制度をご存じですか

6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談を受けています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、幅広い内容となっています。気軽に相談できる場所として、人権相談所が北見法務局に常時開設されています。

訓子府町には、法務大臣から委嘱された次の人権擁護委員がいます。

- 山本 寛身さん ●谷本 春代さん

特設なんでも
相談所を開設

日ごろの悩みなど、気軽にご相談ください。

○とき

6月1日(日)13時～16時

○ところ 公民館農事研修室

相談担当者

人権擁護委員
山本 寛身さん
谷本 春代さん

■問合せ 町民課町民相談係(☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)



西 和彦さん
(東幸町)



鈴木陽一さん
(旭 町)



西山孝正さん
(日出町)



南出守人さん
(末広町)



石田敏明さん
(大 町)



盛田英機さん
(元 町)



森下直治さん
(東 町)



八巻耕二さん
(西幸町)



松田賢二さん
(若葉町)



林 春雄さん
(若富町)



菅野 仁さん
(栄 町)



安藤義昭さん
(仲 町)

(写真の並びは、上段右から連協役員、行政区順)

各町内会長・町内会連絡協議会の新役員(任期11平成26年4月1日～28年3月31日)が決まり、連協会長には、末広町内会の南出守人さんが就きました。また、3月末で各町内会

長を勇退されました、河端實さん(東幸町)、岩崎義章さん(東町)、小澤和也さん(大町)、畠山繁さん(栄町)、三樹三郎さん(若富町)の5名の方、長い間ご苦労様でした。

- ◇副会長 鈴木陽一さん(旭 町)
- ◇副会長 (会長職務代理者) 西山孝正さん(日出町)
- ◇副会長 南出守人さん(末広町)
- ◇会長 連協新役員

連協会長に
南出さん
(末広町)

各町内会長、
町内会連協の役員が決定

住民基本台帳の閲覧状況

町では、住民基本台帳法などの法令に基づき、年に一度住民基本台帳の閲覧に関する状況を公表しています。

表しています。

これは、個人情報に対する意識の高まりに対応するため、今回は平成25年4月から平成26年3月までの閲覧状況を公表します。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況(平成25年4月～平成26年3月)

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的	住民の範囲
平成25年7月22日	(株)ドーコン	北海道建設部まちづくり局	北見網走都市圏総合都市交通体系調査	町内全世帯
平成25年8月22日	(株)サンコー	北海道総合政策部知事室	道民意識調査	住所が仲町で20歳以上の男女

※住民基本台帳は、次の場合のみ閲覧することができます。

- ア 国または地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため
- イ 統計調査、世論調査、学術研究のうち総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの
- ウ 訴訟の提訴その他特別な事情による居住関係の確認で営業目的でないもの

○問合せ 町民課戸籍年金係(☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)